

ケアハウスベルエア重要事項説明書

ケアハウスベルエアは、入居者の皆さんが安心して健康で明るい生活を送っていただく共同生活の場所です。

皆さんは、契約書に定めのあることのほか、この入居者心得を遵守して規律を守り、お互いの人格を尊重して融和と親睦を深め、思いやりの心を持って仲良く楽しい日々を過ごしていただきたいと願っております。

施設の概要

1.施設経営法人

法人名	社会福祉法人 愛心会
法人所在地	埼玉県比企郡小川町大字腰越 330 番地 1
電話番号	0493-71-6666
代表者氏名	理事長 石川 浩見
設立年月	平成 16 年 2 月 13 日

2.ご利用施設

施設の種類	軽費老人ホーム（第一種社会福祉事業）
施設の名称	軽費老人ホームケアハウス ベルエア
施設の所在地	埼玉県比企郡小川町大字腰越 330 番地 1
電話番号	0493-71-6666
施設長（管理者）氏名	横田 究
当施設の運営方針	① 利用者本位のサービスの提供 ② 自立支援 ③ 地域との連携 ④ 安定的かつ継続的な事業運営
開設年月	平成 17 年 4 月（本館 開設） 平成 26 年 7 月（新館 増床開設）
入所定員	125 人

令和 7 年 9 月 1 日現在

3. 設備の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
個 室	125 室	本館 50 室 新館 75 室
一時介護室	1 室 1 床	
浴 室	11 室	大浴室 1 中浴室 1 特殊浴室 1 本館個室浴室 3 新館個室浴室 6
トイレ	—	各居室 大浴室 中浴室 各 1 ヶ所
食 堂	2 室	本館 1 新館 1
機能訓練室	2 室	食堂と兼用
洗濯室	6 室	本館 3 新館 3
屋上広場	1 箇所	新館屋上に設置

4. 職員の配置状況（特定施設入居者生活介護と兼ねています）

職 種	員 数	常勤換算	指定基準	備 考
施設長（管理者）	1 人	1 人	1 人	生活相談員と兼務
生活相談員	2 人	2 人	2 人	計画作成担当、施設長それぞれ兼務
看護職員	8 人	5.6 人	3 人	1 名機能訓練指導員と兼務
介護職員	—	—	—	要介護の利用者：（看護・介護職員）＝ 3：1 以上で配置
機能訓練指導員	1 人	1 人	1 人	看護師と兼務
計画作成担当者	2 人	2 人	2 人	他職種と兼務

5. 有料サービス

介護認定を受けた介護保険サービス（特定施設入居者生活介護）契約者以外の方は、心身の状況とご希望により、かつ施設が認めた場合に下記の介護サービスを有料でご利用いただくことも可能です。

※継続的にサービス利用をされる場合は、介護認定申請をご検討ください。

※下記料金表は一部介護保険サービス（特定施設入居者生活介護）外の有料サービスの料金表を兼ねています。

※通院付き添い、町外利用期間への通院送迎、入院中対応の対象時間は、対応職員が施設を出発し施設に戻るまでの時間といたします。

介護サービス種類	利用料金
衣類洗濯	¥500（1 回）

シーツ洗濯	¥300（1回）
通院送迎（小川町内に限る）	¥500（片道）
通院付き添い	¥500（15分）
町外医療機関への通院送迎	¥500（15分）
入院中対応	¥500（15分）
貴重品管理（預り金管理含む）	¥1500（1か月）
居室清掃	¥700（1回）
入浴介助	¥700（1回）
個室浴室使用料	¥700（1回）
買物代行	¥700（1回）
健康管理、服薬管理	¥16000（1か月）
配膳、下膳（居室配膳含む）	¥4000（1か月）
排泄介助	¥500（1回）
おむつ類の提供	実費
介護用具の貸出し（1か月）	車椅子 シルバーカー 歩行器 ¥1500 介護用ベッド ¥2000 簡易ベッド ¥1000 立位補助具 ¥1000 ポータブルトイレ ¥1000

6. 利用料金のお支払い方法

利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数（半月単位）に基づいて計算した金額とします。）

ア．指定口座への振込み

イ．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：別紙「口座振替のお知らせ」参照

※特段のご事情がない限り、「イ」の方法でお願いいたします。

7. 居室の利用

(1) 居室内の掃除は、ご自分でお願いいたします。

※介護保険利用者でケアプランにて居室掃除が入っている方を除きます

- (2) ご入居者様の希望による居室の変更は原則として行いません。ただし介護上その他の理由によりやむを得ず変更していただく場合があります（契約書9条2による）。
- (3) 居室内の設備、備品が損傷した場合は、速やかに届け出てください。

8. 食事

- (1) 食事は、原則として食堂で召し上がっていただきます。
- (2) 食事時間は、概ね次の通りです。※20～30分程度
- | | | | |
|----|-------|---|-------------------------|
| 朝食 | 7：30 | ～ | ※標準的な時間（多少前後する可能性があります） |
| 昼食 | 11：30 | ～ | 〃 |
| 夕食 | 17：30 | ～ | 〃 |
- (3) その他につきましては、別添「食事に関することについて」をご確認ください。

9. 入浴

- (1) 入浴時間は、概ね次の通りです。
- 月～土の 14 時 00 分～19 時 00 分
- ※日曜日はメンテナンスのためご利用できません
- (2) 入浴のときは、次のことはしないでください。
- * 酒気をおびて入浴すること。
 - * 洗濯など入浴以外の目的で使用する事。
 - * 汚物、異物を流すこと。

10.その他日常生活上の留意事項

- (1) 共有部分の消灯は、19 時です。それ以降の時間は、テレビ・ラジオ等の音量にお気をつけください。
- (2) 洗濯室は、本館 2 階、3 階、4 階と新館 1 階、2 階、3 階にコイン式の洗濯機、乾燥機があります。
- 利用時間は am7：00～pm8：00 です
- (3) ゴミの仕分け方・出す曜日・時刻・場所等は、職員にお尋ねください。
- (4) ベランダは、緊急時の避難経路となりますので、物を置かないでください。
- (5) 廊下の非常口は、火災時等の為に「非常用」です。通常の出入り口としないでください。

11.外泊・面会

外出・外泊・面会については別添「外出・外泊・面会者に関することについて」をご確

認ください。

12. 禁止事項

下記事項に該当する場合は、契約解除の対象となる場合がございます。

- (1) けんか、暴行、賭博、口論、中傷、嫌がらせ、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 下着や寝巻きのまま廊下を歩いたり、食堂を利用すること。
- (3) 建物、備品、樹木を損傷すること。
- (4) 犬、猫などのペットを飼育すること。
- (5) 無断で外出、外泊すること。
- (6) 施設内において特定の宗教活動、政治活動、物品の売買行為及び仲介等を行うこと。
- (7) 危険物や可燃物を持ち込むこと。
- (8) 喫煙行為、過度の飲酒行為（施設敷地内は禁煙となっています。また、飲酒は他人に迷惑を及ぼさない程度にお願いいたします）。
- (9) 入居者同士の金品の貸し借り、食べ物のやりとりをすること。
- (10) 他人の迷惑になる大きな音量でテレビや音楽の視聴、楽器の演奏をすること
- (11) その他、施設の秩序や風紀を乱すなど共同生活に著しく支障をきたすこと。

13. 健康管理

- (1) 平素から健康に充分留意し、住所地において実施する「高齢者健康診査」または主治医による健康診断を定期的に受けてください。
- (2) 身体の急変時に備え、健康保険証、医療受給者証等病院等に受診する際に必要なものは原則として施設に預けていただきます。事情がありご自分で管理する場合は予め一緒にしてわかりやすい場所に保管してください。

14. 緊急時又は事故発生時の対応

- (1) 入居者に病状の急変が生じた場合、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取りその指示に従います。また予め定められた者に対し連絡します。
- (2) 介護サービスの提供により事故が発生した場合は、入居者の家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当施設では第三者評価は実施しておりません。

16. 防災・防犯

- (1) 施設敷地内は禁煙となっています。ご協力お願いいたします。

- (2) 施設が実施する防災訓練等には積極的に参加してください。
- (3) 火災等の非常事態が発生したときは、直ちに施設職員に通報してください。
- (4) 金銭等の管理はご依頼により施設で行うことができます。それ以外の場合は各自で十分注意の上お願いいたします。金銭等の貴重品は、紛失したり盗まれたりすることのないよう、保管に気をつけてください。施設では一切の責任を負いかねます。
- (5) 部屋の玄関、ベランダ出入り口の鍵は、各自責任をもって施錠してください。
- (6) 暖房設備（エアコン）はありますが、その他に必要な方は承認を得た上でご使用ください。尚、火気の心配につながるものは使用できません。ご了承ください。

17. 退居

- (1) ご自分の都合により退去するときは、3ヶ月前までに所定の書面で届け出てください。これによらない場合、最大3か月分の管理費の請求が発生することがあります。
- (2) 居室を明け渡すときは、私物を残すことのないようにしてください。
- (3) ご自分の責めによる居室内の損傷については、原状回復もしくはこれに類する費用を負担していただきます。
- (4) 明け渡し後は、清掃業者による居室清掃を行います。費用をご負担していただきます。

18. 入居時預り金と原状回復

- (1) 入居時に 300,000 円をお預かりいたします。
- (2) 原則、退居時に全額を入居者本人若しくは身元保証人へ返却いたします。
- (3) 退居時に原状回復費用が発生した場合は差し引いて返却いたします。
- (4) その他、利用料金の未収や関連事業者への未払い等がある場合も差し引いて返却する場合がございます。

19. その他

- (1) 身元保証人の住所その他身の上等に関する重要な変更が生じたときは、遅滞なく届けてください。
- (2) 翌年度の利用料の算定資料となる前年の収入申告書を毎年指定の期日までに提出してください。
- (3) 居室内の工作または造作等の模様替えは、原則として行うことはできません。
- (4) ご自分の故意または重大な過失により施設の建物、付属設備、備品等に損害を与えたときは、その損害額を弁償し、または原状に回復する責めを負っていただきます。
- (5) 天災地変その他外出中の事故により受けた損害については、施設はその賠償責任は負いません。

- (6) 緊急やむを得ないとき、または管理運営上必要があるときは、施設職員が立ち入ることがありますので、ご了承ください。
- (7) 外出先での事故やトラブルには施設は原則として関与いたしません。入居者同士で外出した場合も自己責任でお願いします。
- (8) その他、不明なところがありましたら施設にお聞きください。

20. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

＊苦情相談受付窓口（担当者） 生活相談員 松岡 由美子

＊受付時間 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付期間

埼玉県西部福祉事務所	TEL 049-283-6800 受付時間 8:30～17:00
埼玉県高齢者福祉課 施設・事業者指導担当	TEL 048-830-3247 受付時間 8:30～17:00

(3) 苦情解決における第三者委員

＊監 事 厚川 肇治朗 048-456-0156

＊監 事 抜井 勝径 049-270-3079

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービス（以下、「特定施設入居者生活介護サービス等」といいます）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

令和 7 年 9 月 1 日現在

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 愛心会
法人所在地	埼玉県比企郡小川町大字腰越 330 番地 1
電話番号	0493-71-6666
代表者氏名	理事長 石川 浩見
設立年月	平成 16 年 2 月 13 日

2. ご利用施設

施設の種類	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 埼玉県 第 1173201078 号
施設の目的	要介護及び要支援状態にある高齢者等に対する適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供
施設の名称	ケアハウス ベルエア
施設の所在地	埼玉県比企郡小川町大字腰越 330 番地 1
電話番号	0493-71-6666
施設長（管理者）氏名	横田 究
当施設の運営方針	① 利用者本位のサービスの提供 ② 自立支援 ③ 地域との連携 ④ 安定的かつ継続的な事業運営
開設年月	平成 17 年 4 月（本館 開設） 平成 26 年 7 月（新館 増床開設）
入所定員	125 人

3. 設備の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
個 室	125 室	本館 50 室 新館 75 室

一時介護室	1 室 1 床	
浴 室	11 室	大浴室 1 中浴室 1 特殊浴室 1 本館個室浴室 3 新館個室浴室 6
トイレ	—	各居室 大浴室 中浴室 各 1 ヶ所
食 堂	2 室	本館 1 新館 1
機能訓練室	2 室	食堂と兼用
洗濯室	6 室	本館 3 新館 3
屋上広場	1 箇所	新館屋上に設置

4. 職員の配置状況

職 種	員 数	常勤換算	指定基準	備 考
施設長（管理者）	1 人	1 人	1 人	生活相談員と兼務
生活相談員	2 人	2 人	2 人	計画作成担当、施設長と兼務
看護職員	8 人	5.6 人	3 人	1 名機能訓練指導員と兼務
介護職員	—	—	—	要介護の利用者：（看護・介護職員）＝ 3 : 1 で配置
機能訓練指導員	1 人	1 人	1 人	看護職員と兼務
計画作成担当者	2 人	2 人	2 人	1 名生活相談員と兼務

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

（１）介護保険の給付対象となるサービス

入居者様の心身の状況や要介護度に合わせ、施設介護支援計画（以下、ケアプラン）を作成し、計画に沿った必要な介助を行います（自立支援を目的としていますので、下記のサービスを一律に提供する訳ではありません）。

<サービスの概要>

①入浴

入浴又は清拭を原則週 2 回行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。ご入居者の身体状況に応じて、洗身、洗髪介助を行います。

②排泄

ご入居者の身体状況に応じて、トイレ誘導、オムツ交換を行います。

③食事

栄養士の管理のもとに、委託給食会社が調理し、1 日 3 食を食堂にて召し上がって頂きます。ご入居者の身体状況に応じて、食事の介助を行います。

④その他日常生活上の世話

ご入居者の身体状況に応じて、整容、着替え、清掃、洗濯、シーツの交換、買物等の援助を行います。

⑤機能回復訓練

機能訓練指導員により、ご入居者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

健康チェック、随時の健康相談を行います。

⑦服薬管理

原則、看護職員が服薬の管理を行います（ご自身の意思に関わらず職員が管理させていただく場合がございます）。

⑧相談、援助

随時、各種ご相談に応じます。必要があれば、関係機関等のご紹介をいたします。

<サービス利用料金>

・介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき） 令和6年4月現在

要支援1	183単位
要支援2	311単位

・特定施設入居者生活介護費（1日につき）

要介護1	542単位
要介護2	609単位
要介護3	679単位
要介護4	744単位
要介護5	813単位

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・上記単位合計に8.2%が加算されます
- ・特定処遇改善加算Ⅱ・・・上記単位合計に1.2%が加算されます
- ・介護職員ベースアップ等支援加算・上記単位合計に1.5%が加算されます
- ・夜間看護体制加算Ⅱ・・・9単位/日（要支援1、要支援2は除く）
- ・科学的介護推進体制加算・・・40単位/月
- ・生産性向上推進体制加算Ⅰ・・・100単位/月
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ・・・10単位/月
- ・高齢者施設等感染対策向上加算・・・10単位/月

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

<サービスの概要と利用料>

①標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助

ご入居者の特別な希望により、週 2 回を超える回数の入浴を提供します。但し施設
の状況によってはご希望に添えない場合もございます。

費用：700 円/1 回

②個室浴室利用料

ご入居者のご希望により、または、感染症予防の必要がある場合や入浴時の排泄
トラブルがある場合等は個室浴室を利用できます。ご利用希望の場合は予め予約が
必要です。

費用：700 円/1 回

③おむつ等の提供

ご入居者の排泄状況に応じたおむつ類等を提供いたします（原則として施設が
用意したものをご使用いただきます）。

費用：おむつ類の実費、排泄介助時に使用する手袋、おしり拭き等の実費

④福祉用具の使用

杖、シルバーカー、車椅子、ベッド等の介護用品はご自分の体に合ったものをご自
分でご用意下さい。一部有料で施設の備品を貸し出すことも可能です。臨時的貸し
出した場合（概ね 1 か月程度）は無料です。

⑤感染症対策用品

居室内や入浴介助、排泄介助等の身体介助時、に使用する使い捨て手袋やご自身が
使用するマスク、消毒液等。

費用：実費

⑥見守り予防機器の使用

体調不良や認知症等が原因で転倒する危険性が高い場合に、立ち上がりセンサー等
の特別な見守り機器が必要な場合はご自分でご用意いただきます。施設の機器を使
用する際は費用がかかる場合があります（施設の見守りシステムは無料です）。

費用：実費

⑦洗濯洗剤類、入浴石鹸シャンプー類

洗濯に使用する洗剤、柔軟剤、漂白剤と入浴に使用するボディソープ、シャンプーは自己負担となります。管理場所の都合上、個別に預かり管理できませんので原則施設で用意したものをお使いいただきます。

費用：1,500 円/月

⑧寝具類の洗濯代

シーツ、掛けカバー、毛布、タオルケット等の洗濯代は自己負担となります。

費用：300 円/1 回

⑨余暇活動の援助

入居者の希望によりレクリエーション、外出行事、サークル活動に参加していただくことができます。

利用料：材料費、交通費等の実費

⑩通院の付添い

入居者様がお一人で通院できない場合の付添はご家族様もしくはそれに準ずる方にご対応いただきます。事情によりご家族様等で対応できない場合は有料となりますが人員配置の都合によりご希望に添えない場合があります。

利用料：15 分につき 500 円

※例外的に宏仁会小川病院内科、瀬川病院内科への定期通院に限り職員が付き添った場合は無料です。

⑪町外医療機関への通院

通院対象区域は小川町内です。町外への医療機関を受診する場合は原則、ご本人様、ご家族様のご対応となります。止むを得ない理由によりご家族様が対応できない場合で、かつ施設がその必要性を認めたときは、有償サービスにて対応いたしますが人員配置の都合によりご希望に添えない場合があります。

利用料：15 分につき 500 円

⑫通常営業時間外の対応

当施設の通常営業時間は 8：30～17：30 となっております。

救急対応や緊急対応、通院等で営業時間外に職員が対応した場合、有料となります。また、救急車に同乗した場合、復路交通費の実費を請求させていただく場合がございます（公共交通機関もしくはタクシー代等の実費）。

利用料：15 分につき 625 円（17：30～22：00、 5：00～8：30）

15 分につき 750 円（22：00～翌 5：00）

⑬入院中の対応

医療機関に入院した場合、その入院中の支援（洗濯、日用品のお届け、定期的な面会等）はご家族様でご対応ください。止むを得ない理由によりご家族様が対応できない場合で、かつ施設がその必要性を認めたときは、有償サービスにて対応いたします。

利用料：15 分につき 500 円

⑭貴重品、預り金の管理

ご本人様、ご家族様より現金、通帳等を預かり医療機関をはじめ各所への支払い及び、日常生活用品購入の代行、小遣いのお渡し等を行います。個別の出納帳で管理し月に 1 回収支状況及び残高を伝票類とともにご本人もしくはご家族様に報告いたします。

利用料：1,500 円/1 か月

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、翌月 10 日までにご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数（半月単位）に基づいて計算した金額とします。）

ア．指定口座への振込み

イ．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：別紙「口座振替のお知らせ」参照

※特段のご事情が無ければ「イ」でお願いしております

（４）介護の場所

入居者の適切な介護のために、居室において介護をします。入居者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、入居者に対して、その居室の他、一時介護室等においてサービスを提供する場合があります。その必要性の判断は、入居者の意思を確認し、施設職員の合議体により検討、決定いたします。

また、心身状況の変化等で現に使用している居室が介護上適当でない場合、施設の判断で居室を変更させていただくことがございます。その際、引越に伴う費用及び居室

の清掃料、修繕費は入居者様の負担とさせていただきます。

(5) その他の留意事項

- ① 衣類、私物はすべて氏名を記入してください。また、汚損した場合、施設の判断で処分する場合もございます。
- ② 多額の現金や、高価な金品、高級な衣服等は持ち込まないでください。紛失や盗難等の事件が発生した場合、施設は一切の責任を負いかねます。洗濯介助がケア計画にある方については、衣服は、一般家庭で洗濯できるものをお持ちください。
- ③ ご家族様入居者様の希望及び、認知症や介護が必要な身心状況になった場合、日常生活に必要な物品を購入するための現金をお預かりいたします。尚、物品購入の可否等の判断は施設で行い月毎にその収支を報告いたします。
- ④ 保証人様の連絡先に変更があった場合（変更先住所、電話番号の変更等）は、速やかに施設に連絡をしてください。
- ⑤ 館内および敷地内は禁煙、火気取り扱い禁止となっております。行為が確認された場合契約解除となる場合があります。

また、飲酒、勧誘行為、政治活動その他による他者への迷惑行為や、施設、設備の破壊や他者への暴力、暴言、嫌がらせ、その他危険行為等が確認された場合も、契約解除の対象となる場合があります。

(6) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。)

また、診察時に職員の付き添いが必要な方は原則として、宏仁会小川病院の先生に主治医となっただき、往診による診察（隔週～1回/月）を受けていただきます。これによらない場合は原則ご家族様による通院送迎とお付添が必要です。

①協力医療機関 TEL 0493-72-2333	小川赤十字病院 埼玉県比企郡小川町大字小川 1525 内科・外科・精神科・整形外科 他
②定期往診医療機関 TEL 0493-73-2750	宏仁会小川病院 埼玉県比企郡小川町大字原川 205 内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病外来他
③協力歯科医療機関 TEL 0493-72-0133	いとう歯科クリニック 埼玉県比企郡小川町大字増尾 120 番地 歯科 口腔外科 矯正歯科
④定期往診歯科医療機関	高橋歯科クリニック

	埼玉県比企郡小川町大字大塚 918-1
	歯科 口腔外科 矯正歯科 審美歯科

6. 重度化した場合における対応にかかる指針、突発的な事故対応にかかる指針

(1) 入居者に対する日常的な健康管理、通常時及び急性期における医療機関等への連絡、調整、対応等を看護職員が行います。夜間においては、夜勤の介護職員から看護職員へ連絡し、連絡を受けた看護職員が中心となり対応の指示や医療機関との調整、連絡、処置等を施設として行います。重度化した場合、様々な容態の変化が確認された場合ご家族、場合により利用者本人の意思を確認の上主治医もしくは協力医療機関と協議しつつ対応いたします。

(2) 夜間、ナースコール（緊急通話通報装置）及び、見守りシステム、訪問等により入居者が直接に体調不良を訴えた、又は夜勤の介護職員の観察により入居者の体調不良、もしくは事故等による怪我や著し体調不良が認められた場合は、状態に応じて協力医療機関もしくは各主治医に連絡、相談を行い、受診、入院等の対応を行います。特に重篤な状態であると判断した場合や、協力医療機関の都合により受け入れができない場合等には、その他病院への搬送、救急車手配などの対応を行います。

※協力医療機関に普段から通院、往診されていない場合は医療機関が対応しないことがございます。その際は各自の主治医に連絡、もしくは救急車対応をいたします。

7.福祉サービス第三者評価について

当施設では福祉サービス第三者評価は受けていません。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

＊苦情相談受付窓口（担当者） 横田 究 松岡 由美子

＊受付時間 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付期間

小川町福祉部長生き支援課 介護保険係	TEL 0493-72-2323 受付時間 8:30～17:00
埼玉県国民健康保険団体連合会	TEL 048-824-7261 受付時間 8:30～17:00

(3) 苦情解決における第三者委員

* 監 事 脇川 清治

* 監 事 抜井 勝徑